

新生児聴覚検査

保健福祉課 ☎7-5291

実施時期等

出生後1週間以内に出生した医療機関で実施。実施できない場合は、原則として退院後、生後3か月以内に他の医療機関等で実施。

助成回数

1人につき1回(初回検査費用(上限10,000円)のみの助成となります。)

検査方法

自動ABR、OAEで検査をした場合

※受診票は住民票のある市町村で発行されたもののみ有効です。転出される場合は、必ず未使用の受診票を返却してください。

※受診票が使用できない場合

北海道内の協定を締結していない医療機関や、北海道外の医療機関を受診した場合には、申請により償還払いをいたします。医療機関に一旦費用を支払い、後日、鹿部町子育て世代包括支援センターにて早めに手続きを行ってください。

子ども医療費助成制度

民生課 ☎7-5290

18歳年齢到達後最初の3月31日までのお子さんに対して、保険適用された医療費の自己負担分を助成します。

対象となる方

鹿部町にお住まいのお子さんが対象となります。

助成内容

道外で治療を受けた場合は、一旦支払いをしていただくから、鹿部町に届出いただくことにより助成を行います。

必要な書類(医療費の助成を申請する場合)

受給者証、健康保険者証、領収書、印鑑、申請される方の振込先口座番号

奨学資金制度

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

高等学校、大学、短期大学、高等専門学校等に在学し、又は進学を希望する方が対象となります。

貸与額

在学又は進学を希望する学校種により20,000円から30,000円を貸与します。

申請方法

奨学金を必要とする前年度3月25日までに申請書およびその他必要な書類を教育委員会生涯学習課へ提出してください。

準要保護就学支援費制度

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

鹿部町立小中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由等により就学が困難な者の保護者が対象となります。

支給額

新入学用品費、学用品費、修学旅行費等対象となる費用を支給します。

申請方法

申請書のほか必要な書類を在籍する学校に提出してください。

鹿部町立幼稚園保育料等減免及び給食費扶助制度

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

鹿部町立幼稚園に在籍し、生活保護世帯、非課税世帯又は兄弟が準要保護に該当する世帯

減免又は扶助されるもの

入園料、給食費の全額又は1/2の額

申請方法

申請書を幼稚園に提出してください。

保護者負担軽減事業

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

鹿部町立幼稚園、小中学校に在籍する園児児童生徒の家庭が対象となります。

保護者負担が軽減されるもの

①幼稚園、学校で使用する学習用教材を完全に無償化します

※教具、見学学習、給食費等は対象外です。

②スポーツ振興センターの掛金に係る全額を助成します

③宿泊研修に係る費用の半額を助成します

④実用英語検定に係る検定料の半額を助成します

オンライン学習環境整備事業

生涯学習課 ☎7-7211

対象となる方

鹿部町立学校に在籍する児童生徒が対象となります。

貸与する物

①タブレット端末(全家庭へ貸与)

②Wi-Fiルータ(通信環境がない又は制限のある家庭)

貸与期間

小学校入学から中学校卒業までの期間

